

【注意】 みなし決議には、すべての議事について
社員全員からの同意の意思表示が必要です。

記載例

〇〇年度特定非営利活動法人〇〇〇〇 総会議事録

- 1 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(1) 〇〇年度の事業報告案及び決算案
(2) △△年度の事業計画案及び活動予算案

- 2 提案者の氏名又は名称
理事長 埼玉 一郎

※法第14条の9により、理事又は社員が提案できます。

- 3 総会の決議があったものとみなされた日
令和 年 月 日 () ※社員全員分の同意を得られた日を記載。

- 4 正会員総数
正会員総数〇〇人

- 5 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
浦和 太郎

上記のとおり、正会員全員から書面又は電子メールにより同意の意思表示を得たので、特定非営利活動促進法第14条の9の規定により、社員総会の決議があったものとみなされたことを証します。

令和 年 月 日

提 案 者 理事長 埼玉 一郎 (印)

議事録作成者 浦和 太郎 (印)

- ◆定款に規定がなくても、NPO法第14条の9で規定されている「みなし決議」による総会開催が可能です。(定款でみなし決議を禁止する規定がある場合を除く。)
- ◆定款に規定がある方が、法人運営上スムーズですので、今後定款変更認証申請をする際には、みなし決議の規定の追加をご検討ください。(特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版40ページ参照)